

改葬手続きの手順は？

改葬を行う場合は、「墓地埋葬等に関する法律」の規定によりあらかじめ市町村の許可を得なければなりません。

- 改葬をするためには役所の許可が必要です。
- 無許可で改葬を行うと罰則の対象となることもあるので注意が必要です。
- 改葬許可を得るためには段階的に手続きを行う必要があります。

改葬（お墓の移転）は自由にできるわけではありません。

「墓地、埋葬等に関する法律」第5条により、改葬するには役所の許可（改葬許可）が必要です。この法律には、無許可で改葬をした場合に罰則の対象となりうる旨の規定もあります。

改葬の許可を得るためには、右記のような手続きをとり、改葬許可申請することになります。

「分骨」による改葬の場合は
既存のお墓の管理者より
「埋葬証明書」を受けて
新しい墓所の管理者に提出します。

改葬の手続き Step 2 ~ 改葬の手続き Step 4 • 改葬の手続き Step 7

の手続きは不要です。

改葬許可書	
死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
死亡者の性別	
死亡年月日	
埋葬または火葬の場所	
埋葬または火葬年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	

墓地埋葬等に関する法律第5条第1項により申請のありました墓地の改葬を許可いたします。

平成 年 月 日
 〇〇県 △△都 □□町長 〇〇〇〇

▲改葬許可書

改葬の手続き Step 1

新しいお墓を探して、**契約**をする。
新しい墓地が決まっていないと改葬できません。

墓地を選ぶ時には周辺の環境や交通アクセス、陽当たりや水はけ、園内の設備にも注目しましょう。



改葬の手続き Step 2

現在のお墓がある市区町村の役所で
①「改葬許可申請書」の用紙を受け取る。

市区町村の役所の窓口でお尋ね下さい。

全国役所一覧 (P31~P51) をご覧下さい。

市町村役場により様式が無い場合がございますが要件を満たして入れば申請書として扱って頂けます。

